

慶弔共済保険給付事業

受給対象

会員の資格を取得した日以降に発生した給付事由について支給対象となります。
また、ご夫婦ともに会員の場合については2人とも対象になります。

申請方法

「給付金申請書」(P.30)に必要事項を記入・押印のうえ必要書類を添付し、事務局にご提出ください。
結婚・出産・死亡の場合は「変更届・退会届」(P.28, 29)を併せてご提出ください。

※住宅災害保険金・傷病休業保険金・死亡保険金をご申請頂く場合は、別途「保険金請求書」が必要になりますので
申請前に事務局までご連絡下さい。(配偶者死亡の場合は保険金請求書は必要ありません。)

※勤続祝金をご申請頂く場合は、給付金申請書に事業所印が必要となります。

請求期間

給付事由が発生した場合、当該年度内にご申請ください。また、事由発生後3年以内にご請求いただかない場合は
申請資格を失います(保険法の規程による)。

支給までの日数

申請の受付は、毎月15日締め月末支払となっておりますので、支給までに概ね最短15日から最長45日かかります。

給付金の返還

偽りその他の不正行為により給付金を受給した場合は、返還していただきます。

| 種 類 | 給付事由及び対象者 | 必要な証明書類(コピー可) | 給付金額 |
|------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 結婚祝金 | 会員が結婚したとき | 結婚年月日・夫妻の氏名・続柄の記載 のある次のいずれかの書類の写し ●婚姻受理証明書 ●戸籍謄本(戸籍記載事項証明書) | 10,000円 |
| 出生祝金 | 会員又は配偶者が出産したとき | 出産日・会員と子の氏名・続柄の記載 のある次のいずれかの書類の写し ●母子手帳 ●出生届受理証明書 ●家族全員の住民票 (続柄が省略されていないもの) | 20,000円 |
| 就学祝金 | 会員の子供が小・中学校 に入学したとき | 入学日・学校名・保護者名などが 記載された次のいずれかの書類の写し ●就学(入学)通知書 ●在学証明書 ●生徒手帳 | 10,000円 |

次ページに続く

| 種 類 | 給付事由及び対象者 | 必要な証明書類（コピー可） | 給付金額 | |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 傷病休業保険金 | 会員が傷病により引続き14日以上、勤務できなかったとき | 傷病により欠勤を開始した日から最後の日までの労務不能期間が記載されている次のいずれかの書類 ●入院期間が記載されている領収書 ●健康保険又は労働者災害補償保険の傷病手当金請求書 ●休業を必要とする旨の医師の診断書など | 10,000円 | |
| 火災等による住宅災害保険金 | 損害の程度に応じて支払額が異なる | 地方公共団体の発行する証明書（り災証明書） ※座間市は消防本部予防課査察指導係が担当 | 150,000円以内 | |
| 自然災害による住宅災害保険金 | 損害の程度に応じて支払額が異なる | 地方公共団体の発行する証明書（り災証明書） ※座間市は消防本部予防課査察指導係が担当 | 45,000円以内 | |
| 勤続祝金 | 現在の勤務先において該当年数を迎えたとき（満年数） | ●不要 ※給付金申請書に事業所印が必要 | 10年 | 5,000円 |
| | | | 20年 | 10,000円 |
| | | | 30年 | 15,000円 |
| | | | 40年 | 20,000円 |
| 死亡保険金 | 会員が死亡した場合 | 死因、死亡日、続柄の確認ができるいずれかの書類 ●死亡診断書 | 71歳未満 | 50,000円 |
| | | | 71歳以上 | 25,000円 |
| | 会員の配偶者が死亡した場合 | | 20,000円 | |
| 弔慰金 | 会員本人 | 死亡保険金請求書類と同じ | 71歳未満 | 50,000円 |
| | | | 71歳以上 | 25,000円 |

- 共済給付金は、全国労働者福祉・共済振興協会（全労済協会）の自治体提携慶弔共済保険給付の認定によります。
- 出産祝金は、双子以上の出産でも同額給付となります。
- 死亡保険金は、疾病による死亡と不慮の事故による死亡が対象となります。自死や病名が無く死亡された場合は対象外となります。配偶者の死亡保険金給付にあたっては死亡事由や年齢を問いません。
- 死亡弔慰金は、センター独自の制度になります。対象は死亡保険金に該当とならない死亡事由（自死、病名の無い死亡（老衰、飢餓等））となります。
- 座間市勤労者サービスセンター慶弔共済保険金給付規程（P.43～）を参照して下さい。